の合計数で除して、1,000を乗じて得た数（小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を合算して得た数を３で除して得た数（小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

［略］

α　α１、α２、α３又はα４のいずれか大きい率（ただし、令和５年度から令和７年度までの各年度における基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数（小数点以下２位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合計数を３で除して得た数（小数点以下２位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）が0.49以上となる場合は1.000とする。）

［略］

［８～11　略］

（「地域社会再生事業費」に係る数値の算定方法等）

第十九条の十四の三　法附則第五条の四第二項の規定による測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位の種類につき、同表の中欄に定める測定単位の数値の算定方法によつて、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて算定する。

測定単位の種類	測定単位の数値の算定方法	表示単位
人口	国勢調査令によつて調査した令和七年十月一日現在における人口	人

［２～４　略］

５　第三項の規定に基づいて行う経常態容補正は、次の表の上欄に掲げる地方団体の種類につき、同表の下欄に掲げる算式及び算式の符号によつて算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を用いて行うものとする。

地方団体の種類	算式及び算式の符号
都道府県	算式 $(0.2 \times A + 0.1 \times B + 0.1 \times C + 0.1 \times D) \times \underline{1.0452} + (0.5 \times E) \times \underline{0.7770}$ 0.2×A、0.1×B、0.1×C、0.1×D及び0.5×Eに小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式の符号 A　次の算式Ⅰによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合に

の合計数で除して、1,000を乗じて得た数（小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を合算して得た数を３で除して得た数（小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

［同左］

α　α１、α２、α３又はα４のいずれか大きい率（ただし、令和４年度から令和６年度までの各年度における基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数（小数点以下２位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合計数を３で除して得た数（小数点以下２位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）が0.49以上となる場合は1.000とする。）

［同左］

［８～11　同上］

（「地域社会再生事業費」に係る数値の算定方法等）

第十九条の十四の三　法附則第五条の四第二項の規定による測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位の種類につき、同表の中欄に定める測定単位の数値の算定方法によつて、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて算定する。

測定単位の種類	測定単位の数値の算定方法	表示単位
人口	国勢調査令によつて調査した令和二年十月一日現在における人口	人

［２～４　同上］

５　第三項の規定に基づいて行う経常態容補正は、次の表の上欄に掲げる地方団体の種類につき、同表の下欄に掲げる算式及び算式の符号によつて算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を用いて行うものとする。

地方団体の種類	算式及び算式の符号
都道府県	算式 $(0.2 \times A + 0.1 \times B + 0.1 \times C + 0.1 \times D) \times \underline{1.035} + (0.5 \times E) \times \underline{0.769}$ 0.2×A、0.1×B、0.1×C、0.1×D及び0.5×Eに小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式の符号 A　次の算式Ⅰによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合に